

改正

平成12年12月22日条例第80号
平成14年3月22日条例第10号
平成14年10月11日条例第52号
平成16年3月19日条例第15号
平成16年12月20日条例第57号
平成17年3月22日条例第13号
平成19年3月16日条例第12号
平成19年3月16日条例第16号
平成19年3月16日条例第28号
平成20年3月21日条例第7号
平成21年3月24日条例第13号
平成27年3月20日条例第7号
平成27年12月25日条例第58号
平成28年3月22日条例第10号

山形県個人情報保護条例をここに公布する。

山形県個人情報保護条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い（第4条—第10条）

第2節 個人情報の開示等（第11条—第21条）

第3節 救済措置等（第21条の2—第25条）

第4節 山形県個人情報保護運営審議会等（第26条—第34条）

第5節 議長への委任（第34条の2）

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第35条・第36条）

第4章 雑則（第36条の2—第39条）

第5章 罰則（第40条—第44条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。
- （2） 実施機関 知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、企業管理者、病院事業管理者及び県が設立団体である地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- （3） 実施機関の職員 実施機関及びその委員並びに実施機関の附属機関の構成員及び事務部局（教育委員会にあつては、学校その他の教育機関を含む。）の職員（副知事及び県が設立団体である地方独立行政法人の役員を含む。）をいう。
- （4） 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。
- （5） 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真その他情報が記録された規則で定める記録媒体であつて、実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有して

いるものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 一般に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧等の方法により情報が提供されているもの

ロ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有しているもの
(県の責務)

第3条 県は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第4条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの(以下「個人情報取扱事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) その他規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。

- (1) 県の職員及び市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員並びに県が設立団体である地方独立行政法人の役員及び職員(以下「県職員等」という。)又は県職員等であった者に関する事務
- (2) 犯罪の捜査に関する事務
- (3) その他規則で定める事務

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、個人情報取扱事務の性質上その適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該個人情報取扱事務について第1項第5号から第7号までに掲げる事項の全部若しくは一部を登録簿に記載せず、又は登録簿を作成しないことができる。

(収集の制限)

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令及び他の条例(以下「法令等」という。)の規定又は実施機関が法律上従わなければならない各大臣その他国の機関の指示(以下「国の機関の指示」という。)に基づくとき。
- (3) 当該個人情報が本人により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
- (6) 所在不明、精神上的障がい(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神疾患をいう。)による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。

- (7) 他の実施機関から提供を受けるとき。
 - (8) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立団体である地方独立行政法人を除く。第37条において同じ。）から収集する場合で、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、山形県個人情報保護運営審議会（議会にあつては、山形県議会個人情報保護運営審議会。次項第3号及び次条第1項第8号において同じ。）の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- 3 実施機関は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令等の規定又は国の機関の指示に基づくとき。
 - (2) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
 - (3) 山形県個人情報保護運営審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。
- （利用及び提供の制限）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 法令等の規定又は国の機関の指示に基づくとき。
 - (3) 当該個人情報が本人により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として利用し、又は提供する場合で、利用し、又は提供することに相当の理由があると認められるとき。
 - (6) 専ら学術研究又は統計の作成のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (7) 国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人が利用する場合で、事務に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があると認められるとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、山形県個人情報保護運営審議会の意見を聴いた上で、個人情報を利用し、又は提供することに公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

（電子情報処理組織による提供の制限）

第7条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるときを除き、電子計算機（入出力装置を含む。）と入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得るものに限る。）を使用して、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

（適正管理）

第8条 実施機関は、その保有する個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に保有される個人情報については、この限りでない。

（委託に伴う措置等）

第9条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関から受託した個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

4 前3項の規定は、実施機関が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、個人情報を取り扱う事務を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる場合について準用する。

（職員の義務）

第10条 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第2節 個人情報の開示等

（個人情報の開示請求）

第11条 何人も、この条例の定めるところにより、個人情報を取り扱う事務（第4条第4項第1号に規定する事務を除く。）に係る公文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示を、当該公文書を保有する実施機関（議会にあっては、議長。以下この章（次条第1項第3号ロ及び第8号を除く。）において同じ。）に対し、請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（以下「法定代理人」という。）は、本人に代わって前項の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

3 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

（1）開示請求をしようとする者の氏名及び住所

（2）開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

（3）その他規則で定める事項

4 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類として規則で定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

5 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（個人情報の開示）

第12条 実施機関は、開示請求があった場合は、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれているときを除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

（1）法令等の規定又は国の機関の指示により、開示してはならないこととされている情報

（2）開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 人の生命、身体、健康、財産又は生活（以下「人の生命等」という。）を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ロ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務の遂行の内容に関する情報（開示することにより、当該公務員等の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報及びそのおそれがあるものとして規則で定める警察職員の氏名に関する情報を除く。）

（3）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつ

て、次に掲げるもの。ただし、人の生命等を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報

ロ 実施機関からの要請を受けて、公にしないと約束（法人等又は個人において一般に公にされていない等当該約束の締結に合理的な理由があると認められるものに限る。）の下に、任意に提供された情報

(4) 診療、指導、選考、相談その他の個人に関する評価又は判断を伴う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの

(5) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるに足りる相当の理由がある情報

(6) 県又は県が設立団体である地方独立行政法人の内部の審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれその他当該審議、検討又は協議に支障を及ぼすおそれがあるもの

(7) 監査、検査、取締り、争訟、交渉、調査その他の県又は県が設立団体である地方独立行政法人の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるもの

(8) 国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人（当該実施機関が県が設立団体である地方独立行政法人である場合にあつては、当該地方独立行政法人を除き、県を含む。以下この号において「国等」という。）に関する情報又は国等からの協議、依頼等により実施機関が作成し、若しくは取得した情報であって、開示することにより、国等との適正な協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの

2 開示請求があつた場合において、当該開示請求に係る個人情報の存否を明らかにすることが、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにせず、当該個人情報を開示しないことができる。

3 開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、第1項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求者に対し、不開示情報を除いた個人情報を開示しなければならない。

（裁量的開示）

第12条の2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

（開示請求に対する決定等）

第13条 実施機関は、開示請求があつた場合は、開示請求があつた日から起算して15日以内に、開示の決定又は開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び必要な事項を通知しなければならない。ただし、第11条第5項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により前項の期間内に同項に規定する決定（以下「開示等決定」という。）をすることができないときは、30日を限度として、これを延長することができる。この場合においては、実施機関は、開示請求者に対し、その旨、同項の期間内に開示等決定をすることができない理由及び延長する期間を通知しなければならない。

3 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して45日以内にそのすべてについて開示等決定をすることにより事務又は事業の実施に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、実施機関は、当該個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示等決定をし、残りの部分については相当の期間内に開示等決定をすれば足りる。この場合においては、第1項の期間内に前項後段の規定の例により開示請求者に通知しなければならない。

4 開示請求に係る個人情報に開示請求者以外のもの（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この条において「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合は、実施

機関は、開示等決定をするに際し、当該第三者の意見を聴くことができる。

5 実施機関は、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合であって、当該第三者に関する情報が第12条第1項第2号イ若しくは同項第3号ただし書の規定に該当することにより当該個人情報を開示しようとするとき又は当該個人情報を前条の規定により開示しようとするときは、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合その他相当の理由がある場合は、この限りでない。

6 第4項の規定により第三者の意見を聴き、又は前項の規定により意見を述べる機会を与えた場合において、当該第三者に関する情報が含まれている個人情報の開示の決定をしたときは、実施機関は、当該第三者に対し、その旨及び必要な事項を通知するものとする。

(開示の方法)

第14条 実施機関は、前条第1項の規定による個人情報の開示の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により、当該開示決定に係る個人情報を開示するものとする。

(1) 文書、図画又は写真に記録されている個人情報 閲覧又は写しの交付

(2) 第2条第5号に規定する規則で定める記録媒体に記録されている個人情報規則で定める方法

2 前項の規定により閲覧の方法により開示する場合で、個人情報が記録された公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、実施機関は、公文書の写しにより、これを行うことができる。

3 第11条第4項の規定は、第1項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

(事案の移送)

第14条の2 実施機関は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときその他の実施機関において開示等決定をすることにつき相当の理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、開示請求者に対し、その旨を通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示等決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

(開示請求等の特例)

第15条 実施機関があらかじめ定めた個人情報について本人が開示請求をしようとするときは、第11条第3項の規定にかかわらず、口頭により、開示請求を行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示請求があったときは、第13条及び第14条の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により、当該開示請求に係る個人情報を直ちに開示するものとする。

(手数料)

第16条 県は、開示決定を受けた者のうち次の各号に掲げるものから、それぞれ当該各号に定める額の手数を徴収する。

(1) 文書、図画又は写真に記録されている個人情報について写しの交付により開示を受ける者 交付する写しの枚数（日本工業規格A列3番の大きさを超える用紙を用いる場合にあっては日本工業規格A列3番の用紙に換算した枚数とし、用紙の両面を用いる場合にあっては用紙の片面を1枚として算定した枚数とする。）1枚につき10円（規則で定める写しにあっては、50円を超えない範囲で規則で定める額）

(2) 第2条第5号に規定する規則で定める記録媒体に記録されている個人情報について開示を受ける者 当該記録媒体の種類に応じ、第14条第1項第2号に規定する規則で定める方法ごとに190円を超えない範囲で規則で定める額

2 既に納められた前項の手数は、還付しない。ただし、知事、企業管理者及び病院事業管理者は、手数料を納付した者が、その者の責めに帰すことができない理由により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けることができないときその他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 知事、企業管理者及び病院事業管理者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第1項の手数の全部又は一部を免除することができる。

(県が設立団体である地方独立行政法人が保有する個人情報の開示費用)

第16条の2 県が設立団体である地方独立行政法人から開示決定を受けた者は、当該開示に要する費用（以下「開示費用」という。）を負担しなければならない。

2 開示費用の額は、実費の範囲内において、前条第1項の手数料の額を参酌して、当該地方独立行政法人が定める。

3 県が設立団体である地方独立行政法人は、開示費用の額を定めたときは、これを公表しなければならない。

（個人情報の訂正請求）

第17条 開示請求に基づき開示を受けた自己を本人とする個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正を請求することができる。

2 前項の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- （1）訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
- （2）訂正請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- （3）訂正を求める内容
- （4）その他規則で定める事項

3 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

4 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にななければならない。

5 第11条第2項、第4項及び第5項の規定は、訂正請求について準用する。

（個人情報の訂正）

第18条 実施機関は、訂正請求があった場合は、訂正請求に係る個人情報について実施機関に訂正する権限がないときその他訂正しないことについて正当な理由があるときを除き、当該個人情報を訂正しなければならない。

（開示請求に関する規定の準用）

第19条 第13条第1項及び第2項並びに第14条の2の規定は、訂正請求があった場合について準用する。この場合において、第13条第1項中「15日」とあるのは、「30日」と読み替えるものとする。

（個人情報の提供先への通知）

第19条の2 実施機関は、前条において準用する第13条第1項の規定による個人情報の訂正の決定に基づき個人情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該訂正に係る個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（個人情報の利用停止請求）

第20条 開示請求に基づき開示を受けた自己を本人とする個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認める者は、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- （1）第5条の規定に違反して収集されたものであるとき、第6条第1項の規定に違反して利用されているとき、又は第8条第3項の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
- （2）第6条第1項又は第7条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 前項の規定による請求（以下「利用停止請求」という。）をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- （1）利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
- （2）利用停止請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項
- （3）利用停止請求の内容及び理由
- （4）その他規則で定める事項

3 第11条第2項、第4項及び第5項並びに第17条第4項の規定は、利用停止請求について準用する。

（個人情報の利用停止）

第20条の2 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(開示請求に関する規定の準用)

第21条 第13条第1項及び第2項の規定は、利用停止請求があった場合について準用する。この場合において、同条第1項中「15日」とあるのは、「30日」と読み替えるものとする。

第3節 救済措置等

(県が設立団体である地方独立行政法人に対する審査請求)

第21条の2 県が設立団体である地方独立行政法人がした開示等決定若しくは第19条及び前条において準用する第13条第1項の規定による決定又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、審査請求をすることができる。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第21条の3 開示等決定若しくは第19条及び第21条において準用する第13条第1項の規定による決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求に関する手続)

第22条 開示等決定若しくは第19条及び第21条において準用する第13条第1項の規定による決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次に掲げる場合を除き、山形県情報公開・個人情報保護審査会(実施機関が議会である場合にあつては、山形県議会個人情報保護審査会)に諮問して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 審査請求の趣旨の全部を認容する旨の裁決をしようとする場合

(是正の申出)

第23条 何人も、自己を本人とする個人情報の取扱いが、第5条から第8条まで及び第9条第1項の規定に違反していると認めるときは、実施機関に対し、その取扱いの是正の申出(以下「是正の申出」という。)をすることができる。

2 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

(1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所

(2) 是正の申出をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 是正を求める内容及び理由

(4) その他規則で定める事項

3 第11条第2項及び第4項の規定は、是正の申出について準用する。

4 実施機関は、是正の申出があった場合は、遅滞なく必要な調査を行い、その結果を当該是正の申出をした者に対し、書面で通知するものとする。

5 前項の規定による通知を受けた者は、当該通知の内容に不服があるときは、実施機関に対し、再調査の申出をすることができる。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の申出について準用する。

(苦情の処理)

第24条 実施機関は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ迅速に処理するよう努めなければならない。

(他の制度との調整)

第25条 法令等(山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第58号)及び山形県議会情報公開条例(平成12年7月県条例第49号)を除く。)に自己を本人とする個人情報の開示、訂正又は利用停止の手続の定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。

2 法令等の定めるところにより実施機関から開示を受けた自己を本人とする個人情報について当該法令等に訂正又は利用停止の手続の定めがない場合における第17条第1項又は第20条第1項の規定の適用については、当該個人情報は、開示請求に基づき開示を受けた個人情報とみなす。

第4節 山形県個人情報保護運営審議会等

(山形県個人情報保護運営審議会等の設置及び組織)

第26条 第5条第2項第9号及び第3項第3号並びに第6条第1項第8号の規定による実施機関の諮問に

応じ、調査審議させるため、山形県個人情報保護運営審議会（以下「県審議会」という。）及び山形県議会個人情報保護運営審議会（以下「議会審議会」という。）を置く。

2 県審議会は、前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する重要事項について意見を述べることができる。

3 県審議会及び議会審議会は、それぞれ委員5人以内で組織する。

（委員）

第27条 県審議会の委員は学識経験のある者のうちから知事が、議会審議会の委員は議会の議員及び学識経験のある者のうちから議長が委嘱する。

2 県審議会及び議会審議会の委員の任期は、それぞれ2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第28条 県審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、県審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第29条 県審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、会長及び2人以上の委員の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会議の議長の決するところによる。

5 会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合の第3項の規定の適用については、前条第3項の規定により会長の職務を代理する委員は、会長とみなす。

（庶務）

第30条 県審議会の庶務は、総務部において処理する。

（会長への委任）

第31条 前5条に定めるもののほか、県審議会の運営に関し必要な事項は、会長が県審議会に諮って定める。

（議会審議会への準用）

第31条の2 前4条の規定は、議会審議会の運営等について準用する。この場合において、第30条中「総務部」とあるのは、「議会事務局」と読み替えるものとする。

（山形県議会個人情報保護審査会の設置等）

第32条 第22条の規定による議長の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県議会個人情報保護審査会（以下「議会審査会」という。）を置く。

2 第26条第3項及び第27条の規定は議会審査会の組織及び委員について、前条の規定は議会審査会の運営等について準用する。この場合において、第26条第3項及び第27条第2項中「県審議会及び議会審議会」とあるのは「議会審査会」と、同条第1項中「県審議会の委員は学識経験のある者のうちから知事が、議会審議会」とあるのは「議会審査会」と読み替えるものとする。

（調査等）

第33条 議会審査会は、必要と認めるときは、議長に対し、第22条に規定する審査請求に係る個人情報記録された公文書の提示、必要な書類その他の物件の提出又は諮問に関する説明を求めることができる。

2 議会審査会は、必要と認めるときは、審査請求をしたものその他関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類その他の物件の提出を求めることができる。

3 前2項に定めるもののほか、議会審査会は、必要な調査をすることができる。

4 議会審査会の調査及び審議の手続は、公開しない。

（守秘義務等）

第34条 議会審査会の委員又は委員であった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第5節 議長への委任

（議長への委任）

第34条の2 議会の取り扱う個人情報に関する事務についてこの章の規定を適用する場合においては、第4条第1項第7号及び第4項第3号、第11条第3項第3号及び第4項、第12条第1項第2号ロ、第13条

第5項、第17条第2項第4号、第20条第2項第4号並びに第23条第2項第4号の規定中「規則で」とあるのは、「議長が」とする。

第3章 事業者が取り扱う個人情報の保護

(事業者の責務)

第35条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、その適正な取扱いに努めるとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力しなければならない。

(出資法人の責務)

第36条 県が出資している法人（県が設立団体である地方独立行政法人を除く。）のうち実施機関が定めるもの（以下「出資法人」という。）は、この条例の規定に基づき実施機関が講ずる措置に準じて、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項の措置を講ずるよう指導を行うものとする。

第4章 雑則

(適用除外)

第36条の2 次に掲げる個人情報については、第2章及び次章の規定は、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報、同条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに同条第1項に規定する行政機関（以下この号において「行政機関」という。）が同法第29条第1項の規定により他の行政機関から提供を受けた同法第2条第10項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報

(2) 山形県統計調査条例（平成21年3月県条例第28号）第2条第2項に規定する県統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(3) 実施機関の管理に属する図書館、博物館その他これらに類する施設において、一般の利用に供することを目的として管理する図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報

2 第2章第2節、第22条及び第23条の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

3 刑事訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、この条例の規定は、適用しない。

(国等との協力)

第37条 知事は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人に協力を要請し、又は国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の協力の要請に応ずるものとする。

(施行の状況の公表)

第38条 毎年度、知事は議会以外の各実施機関におけるこの条例の施行の状況を、議会の議長は議会におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要をそれぞれ公表するものとする。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。ただし、議会におけるこの条例の施行に関し必要な事項については、議長が定める。

第5章 罰則

第40条 実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者又は実施機関から受託した個人情報を取り扱う事務（実施機関が指定管理者に行わせる個人情報を取り扱う事務を含む。）に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第41条 前条に規定する者が、その事務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は第2条第5号に規定する規則で定める記録媒体を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第43条 第34条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第44条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第5条第2項第8号及び第3項第2号並びに第6条第1項第7号の規定中県審議会の意見を聴くことに関する部分並びに第26条から第31条までの規定は公布の日から、第5条第2項第8号及び第3項第2号並びに第6条第1項第7号の規定中議会審議会の意見を聴くことに関する部分並びに第31条の2の規定は山形県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成12年12月県条例第80号）の公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、第4条第2項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該」とあるのは、「速やかに、」とする。

(山形県統計調査条例の一部改正)

- 3 山形県統計調査条例の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(山形県情報公開条例の一部改正)

- 4 山形県情報公開条例の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(県が設立団体である地方独立行政法人に関する経過措置)

- 5 県が設立団体である地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定により実施機関がした決定その他の行為のうち当該地方独立行政法人の成立の際現にその効力を有するもので、同日以後において当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした決定その他の行為とみなす。
- 6 県が設立団体である地方独立行政法人の成立の際現にこの条例の規定により実施機関に対してされている請求その他の行為で、当該地方独立行政法人の成立の日以後において当該地方独立行政法人が処理することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。

附 則（平成12年12月22日条例第80号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、平成13年4月1日から施行する。

(山形県議会情報公開条例の一部改正)

- 2 山形県議会情報公開条例（平成12年7月県条例第49号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成14年3月22日条例第10号）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前になされた請求に係る個人情報の開示の決定を受けた者から徴収する手数料については、改正後の第16条第1項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成14年10月11日条例第52号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月19日条例第15号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月20日条例第57号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に改正前の第11条第1項、第17条第1項又は第20条第1項の規定によりされた請求については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月22日条例第13号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県個人情報保護条例第9条に1項を加える改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に公安委員会及び警察本部長により行われている個人情報を取り扱う事務についての第1条の規定による改正後の山形県個人情報保護条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該」とあるのは、「速やかに、」とする。

附 則 (平成19年3月16日条例第12号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に山形県情報公開審査会又は山形県個人情報保護審査会に諮問されている事項については、山形県情報公開・個人情報保護審査会に諮問されているものとみなす。
- 5 山形県情報公開審査会又は山形県個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、附則第2項及び第3項の規定の施行後も、なお従前の例による。
- 6 附則第2項及び第3項の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月16日条例第16号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第12条第1項第2号ロの改正規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前になされた請求に係る個人情報の開示の決定を受けた者から徴収する手数料については、改正後の第16条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月16日条例第28号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日条例第7号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日条例第13号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日条例第7号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日条例第58号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の山形県情報公開条例第11条及び改正前の山形県個人情報保護条例第22条に規定する不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月22日条例第10号)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。